

安全保障法制等の法案に反対する会長声明

政府は、2014年7月1日、集団的自衛権の行使容認等を内容とする閣議決定を行った。これを受けて、本年5月14日、自衛隊法、周辺事態法、武力攻撃事態法等10件の既存の法律を改正する「平和安全法制整備法案」及び新規立法である「国際平和支援法案」（以下、2つの法律案を併せて「本法案」という。）を閣議決定し、翌15日、国会に提出した。

本法案は、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされる等の要件を満たす事態を「存立危機事態」と称し、この場合に、世界中のどこでも自衛隊が米国及び他国軍隊とともに武力を行使することを可能としている。これは、集団的自衛権の行使を可能とするものであり、日本国憲法第9条の解釈の限界を越えている。また、本法案は、「重要影響事態」や「国際平和共同対処事態」を新たに定義し、これらの場面において、外国で戦争をしている他国軍隊の武力行使に対する積極的協力を可能とする。この点も日本国憲法9条や憲法が理念とする平和主義に反している。本法案は、戦後の平和国家としての日本の国のあり方を根本から変えるものである。

このように国の最高規範である憲法の平和主義に抵触する極めて重大な問題を含む法律案であるにもかかわらず、国民に対して十分な説明が行われず、本法案は国会に提出された。また、これに先立つ本年4月27日には、日米両国政府の間で「日米防衛協力のための指針」の見直しが先行して合意された。政府の方針が国会での審議も経ないうちに対外的に公表決定され、憲法改正手続を経ることなく、法律の制定・改廃によって憲法第9条の改変が事実上進められようとしている。この政府の進め方は立憲主義に反するものであり、到底容認することができない。今国会における6月4日の衆議院憲法審査会においても、与党推薦を含む憲法学者の参考人全員が、本法案について憲法違反だと指摘したところである。本法案は、仮に成立することがあったとしても違憲無効である。

当会は、既に、本年2月21日、集団的自衛権行使を可能とする関係諸法令の改正等に反対する決議を行ったところであるが、現に国会で本法案の審議が進められている情勢に鑑み、改めて本法案に強く反対し、政府が本法案を撤回すること、または、国会において本法案が否決ないし廃案とされることを求めるものである。

2015年（平成27年）6月15日

青森県弁護士会

会長 竹本真紀